

12月2日以降の健康保険証について

今年の12月2日以降、**健康保険証が発行（新規発行、再交付等）されなくなります。**
今後は、**マイナンバーカードが健康保険証の代わり（マイナ保険証）**になりますので、ご協力をお願いします。

◎お持ちの健康保険証は、12月2日以降も使えます

新規の発行は終了しますが、すぐに健康保険証が使えなくなるわけではありません。現在、お使いの健康保険証は、有効期限があるものは有効期限まで、有効期限がないものは1年後まで使えます。

【健康保険証の有効期限の参考例】

健康保険証の種類	有効期限
坂東市国民健康保険 後期高齢者医療制度	令和7年7月31日まで (または記載されている有効期限まで)
社会保険・共済等、有効期限の記載がないもの	令和7年12月1日まで

◎マイナ保険証が使えない方について

マイナンバーカードをお持ちでない方、利用登録をしていない方については、12月2日以降、**健康保険への新規加入や券面情報の変更、再交付の希望等があった場合、「資格確認書」が交付**され、引き続き、健康保険証と同じように医療を受けることができます。

※後期高齢者医療制度に加入している方については、令和7年7月までは、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。(令和7年8月以降の運用については、別途お知らせします)

問 保険年金課 ☎0297(21)2187